

医療情報化支援基金による医療機関・薬局への補助の見直し

- 顔認証付きカードリーダーは、医療機関・薬局に無償提供（病院3台まで、診療所等1台）
- それ以外の費用は、補助を拡充※1（病院向けに補助上限の引上げ・診療所等向けに定額補助の実施）

※1 オンライン資格確認の導入を原則として義務化することに伴い、閣議決定を行った令和4年6月7日から令和4年12月未だに顔認証付きカードリーダーを申し込むとともに、令和5年2月未だにシステム事業者との契約を結んだ医療機関・薬局を対象（上記申込期限は最も遅いケースであり、医療機関等はより早期の申込や契約が必要。）（従前どおり、令和5年3月未だに事業完了、同年6月未だに交付申請が必要）

顔認証付きカードリーダーの申込時期		病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局（大型チェーン 薬局以外）
顔認証付きカードリーダー 提供台数	①令和3年4月 ～令和4年 6月6日	3台まで無償提供	3台導入する場合	3台導入する場合	1台無償提供	1台無償提供
		1台導入する場合	2台導入する場合	105万円を 上限に補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その1/2を補助	100.1万円を 上限に補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1/2を補助	21.4万円を 上限に補助 ※事業額の42.9万円 を上限に、その1/2を 補助
その他の費用 の補助内容	②令和4年 6月7日～	200.2万円を 上限に補助	200.2万円を 上限に補助	210.1万円を 上限に補助	同上	基準とする事業額 42.9万円を上限に 実費補助
		190.3万円を 上限に補助	190.3万円を 上限に補助	190.3万円を 上限に補助		

- ※ その他の費用：(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等。
- ※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額
- ※ 令和3年3月未だに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局については上限額まで実費を補助する特例を実施
- ※ ①の期間にカードリーダーを申し込んだ施設において、オンライン資格確認の運用が進んでいない状況に鑑み、迅速な運用を促進する観点から、令和4年6月7日から令和5年1月未だに運用開始した施設については、別途の補助を実施する（補助金交付済の施設を除く。別途の補助の内容は、①と②の差額とする）。
- ※ 補助の見直しについて。病院：過半数以上の病院が事業額の上限を超過していることを踏まえ、現行の補助上限額を見直し（補助率は1/2を維持）。診療所・薬局（大型チェーン薬局以外）：経営規模を踏まえ、実費補助とする。

大型チェーン薬局：補助基準内にほぼ収まっていることから、現状を維持。